

募集型企画旅行条件書(お申込みのご案内)

国内旅行用

この度は、当社の募集型企画旅行にお申込みをいただきまして誠にありがとうございました。当社は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)にもとづき、以下の条件によりお申込みを受けたくまわります。ご契約にあたり、旅行の条件をよくお読みいただきますようお願い申し上げます。

本旅行条件の詳細につきましては、次によるほか、最終旅行日程表及び旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

なお、①旅行代金の額、②旅行の目的地及び出発日その他日程に関する事項、③お客様が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容(運送、宿泊又は食事の内容)、④旅程管理業務者の同行の有無、⑤最少催行人員、⑥旅行条件の基準日、以上の6項目につきましては、別紙パンフレット・チラシ等をご参照ください。

1、(旅行契約の目的)

当社は、募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)において、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2、(旅行のお申込みと旅行契約の成立)

- (1) 当社所定の申込書に所定事項を記入の上、お申込金(旅行代金の20%相当)又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。
お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取扱います。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリによる旅行契約の予約のお申込みを受け付けます。この場合、当社が予約承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に、当社にお申込書とお申込金を提出しなければなりません。この期間内にお申込書とお申込金の提出をされない場合は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 申込書とお申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (5) お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合は、契約の申込時にお申し出ください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。但し、特別な措置に要する費用が必要な場合はお客様負担とします。
- (6) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客様にお渡しします。
- (7) 契約書面に、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合は、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」という)を旅行開始日の前日までににお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面をお渡しする場合があります。
なお、お客様から手配状況の確認を希望されるお問合せがあった時は、確定書面の交付前であっても当社は迅速かつ適切にお答え致します。

3、(お申込条件)

- (1) 当社が特定旅客層を対象とした旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件を満たさない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (2) 原則として未成年の方が単独の場合は、親権者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の方のご同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (3) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無について必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。
- (4) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りする場合があります。

4、(旅行代金のお支払い)

旅行代金は、お申込金を差引いた残金を旅行開始日から起算してさかのぼって13日目に当日の前にお支払いいただきます。但し、本項の13日目に当たる日以降のお申込みをされた場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

5、(旅行代金の適用)

- (1) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

- (2) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認下さい。

6、(旅行代金に含まれるもの)

- 旅行代金には、旅行日程に明示した次の運賃、料金を含んでおります。
- (1) 貸切バス、航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃、料金、入場料金、宿泊料金、食事の料金および税・サービス料金。
 - (2) 全行程にわたり当社の添乗員が同行する場合には、それに必要な諸経費。
上記諸経費はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しは致しません。

7、(旅行代金にふくまれないもの)

- (1) 超過手荷物料金(各種運送機関で定めた持込手荷物の範囲を超える分について)
- (2) クリーニング代、電報・電話代、ホテル・旅館等のルームボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金
- (3) 傷害、疾病に関する医療費
- (4) 別途希望により追加する部屋を使用される場合の料金
- (5) 希望者のみ参加する別途料金の小旅行等の経費

8、(旅行内容の変更)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下、「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9、(旅行代金の変更)

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて増額又は減額されるときは、その範囲内での旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算して15日目の荷物の範囲を超える分について) 当日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 8項により旅行内容を変更(運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除きます)されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加又は減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10、(お客様の交替)

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

11、(お客様による旅行契約の解除・払い戻し)

- (1) お客様はいつでも、13項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
イ、契約内容が変更されたとき。但し、その変更が20項(1)に掲げるものとその他の重要なものであるときに限ります。
ロ、9項(1)及び同項(2)に基づいて旅行代金が増額さ

れたとき。

ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

二、当社が、お客様に対し2項(7)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。

ホ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- (3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。本項(2)により旅行計画が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻し致します。但し本項(2)のホの場合は、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の費用に支払い、又はこれから支払わなければならない既に費用に係る金額を差し引いたものを払戻し致します。

12、(当社による旅行契約の解除及び履行中止)

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社はその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、13に定める解除期日相当の取消料と全額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

イ、お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

ロ、お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

ハ、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ニ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

ホ、お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかつた13日目(日帰り旅行については、3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

ヘ、スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示した条件が成就しない恐れが極めて大きいとき。

ト、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

(3) 当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。

ア、お客様が病気、必要な介護者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

イ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行社に対する暴力又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

なお、ア、ウにより旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な手配をします。但し、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

- (4) 旅行開始後に旅行契約を解除したときは、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない

旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻し致します。

13、(取消料)

- (1) 当社は旅行契約の締結後、お客様のご都合で契約を解除されるときは次の料率以内で取消料を申し受けます。

取消日は、旅行開始日の前日から起算いたします。
取消率は、旅行代金における料率です。

宿泊 日帰り	20日前～8日前 10日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日	無連絡不参加 及び旅行開始後
取消料率	20%	30%	40%	50%	100%

- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取り扱い手続上の事由に基づき、お取消しになる場合も取消料をお支払いいただきます。

14、(旅行内容の一部取消しによる払い戻し)

- (1) 当社は、旅行開始後お客様のご都合で宿泊、食事、観光等のサービス提供をお受けにならなかった場合は、その払い戻しは致しません。但し、旅行開始前にこの申出があったときは、別に定めるところにより払い戻しをする場合もあります。
- (2) お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻し致します。

15、(旅程管理)

当社は、お客様に対し次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力致します。但し、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは、旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講じます。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、又は(旅行内容の変更)の項で述べた事由その他何らかの事由により、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。
- この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。又、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、旅行契約の内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- なお、上記の業務は同行する添乗員によって行いますが添乗員が同行しない場合には、お客様が旅行サービスの手配を行います。提供を受けるために必要なクーポン類をお渡し致しますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

16、(添乗業務)

- (1) 添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。
- (2) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

17、(当社の責任及び面積事項)

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当って、当社又は手配代行者が故意又は過失によってお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については損害発生の日から起算し14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1名につき15万円を限度として賠償致します。
- (3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
- イ、天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行中止
- ロ、運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行中止
- ハ、官公署の命令又は伝染病による隔離
- ニ、自由行動中の事故
- ホ、食中毒
- ヘ、盗難

ト、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮

18、(特別補償)

- (1) 当社は17項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、旅行約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2) 本項(1)の損害について当社が17項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該賠償金とします。

19、(お客様の責任)

お客様の故意もしくは過失、法令もしくは公序良俗に反する行為、又はお客様が当社の約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、そのお客様から賠償を申し受けます。

お客様は旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他契約内容について理解するよう努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

20、(旅程管理)

- (1) 当社は下記の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(9項(2)かこ書に規定する以外の次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に下記の表の右欄に記載する料率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し17項の当社の責任が発生することが明らかである場合にはこの限りではありません。

イ、次に掲げる事由による変更

天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置

ロ、11項と12項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
- (4) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に当該変更について17項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、17項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金

前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。但し、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

※別表1参照

21、(団体グループ契約)

- (1) 当社は同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申込んだ旅行契約については、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様(以下「構成者」といいます)の旅行契約すべての代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

22、(保護処置)

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

23、(その他)

- (1) 国内旅行保険について
安心してご旅行をしていただくためお客様ご自身で保険に加入されることをお勧め致します。
国内旅行保険については当社の係員にお問合せ下さい。
- (2) 個人情報の取扱いについて
当社及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者は旅行の申込みの際に提出いただいた個人情報についてお客様との連絡や運送・宿泊旅行傷害保険等の手配のため利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関に提出をいたします。

別表1

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1、契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2、契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(ホテル)を含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3、契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金率のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)。	1.0	2.0
4、契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5、契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6、契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7、契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称	1.0	2.0
8、契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9、前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日より後に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。		
注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。		

企画旅行・実施

愛知県知事登録旅行業 第2-1183
愛知バス株式会社 ABC旅行センター
〒462-0062 名古屋北区新沼町100-1